

株式会社 四国電子計算センター

～令和2年6月10日認定、県内第57号～（高松市）

労働者数：39人（うち女性10人）

業 種：情報処理サービス

計画期間：平成29年10月1日～令和元年9月30日



＜両立支援に関する主な取組および実績＞

- ・ 育児短時間勤務制度は子が小学校就学前まで利用できます。
- ・ 子の看護休暇制度の弾力的な運用を目指し、対象労働者に対してアンケートを実施し、アンケート結果を踏まえ、小学校就学前までの期間、時間単位で取得できる制度を平成29年11月1日より導入しました。また、その間の賃金を有給として取り扱うこととしました。
- ・ 男性社員の子の看護休暇制度利用促進のため、制度改正についてチラシを作成し、社内イントラネットに掲載しました。
- ・ 計画期間中に男性労働者2名がそれぞれ複数回、子の看護休暇を取得しました。
- ・ 計画期間中に女性労働者2名が育児休業を取得し、取得率は100%でした。

＜働き方の見直しに資する労働条件整備等の取組＞

- ・ 年次有給休暇の取得促進のために、毎年4月に各部署にて1年間の取得計画を立て、取得状況を毎月末に確認し管理しました。
- ・ 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの期間で、全社員が繰越年次有給休暇の完全消化を達成しました。